

# 広報 いんざい

# 2.1

No. 656  
平成22年  
(2010)

■毎月2回 1日・15日発行  
■発行 印西市 ■編集 秘書広報課広報広聴班  
■〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2  
☎0476④5111(代) FAX0476④7242  
■ホームページアドレス <http://www.city.inzai.chiba.jp/>  
■電子メールアドレス [home@ml.city.inzai.chiba.jp](mailto:home@ml.city.inzai.chiba.jp)

- 主な内容**
- ◆市民税・県民税と所得税の申告…2
  - ◆ふれあいバス時刻・乗継検索システムが利用開始…3
  - ◆各種健(検)診の申し込み…5
  - ◆防災情報を活用しよう…7



森田知事に合併申請書を手渡す山崎印西市長、佐藤印旛村長、小川本埜村長職務代理者(左から)

## 千葉県知事に合併を申請

# 3月23日新「印西市」誕生へ

印西市、印旛村、本埜村の1市2村は、合併協議会を設置し、多岐に渡る協議を行ってきました。その結果、すべての合併協定項目の調整が整い、各市村議会の議決をいただいたことから、1月12日に千葉県知事に合併の申請を行いました。

この申請により、今後、合併準備に係る作業が本格化することにも、2月19日から開催予定の千葉県議会の議決などの手続きを経て、平成22年3月23日に新「印西市」が誕生します。

な中、1月8日に各市村の合意がなされ、このたび申請を行ったものです。

当日は、山崎印西市長をはじめ印旛村長、本埜村長職務代理者、印旛村議会議長、本埜村議会議長が県庁を訪れ、印西市選出の瀧田県議および印旛郡選出の大野県議の立ち会いのもと、森田知事に合併の申請書を手渡しました。

1市2村の合併協議は昨年1月に法定協議会を設置後、7月までに10回におよぶ協議会を開催。その結果、合併協定項目に関するすべての協議が整い、同9月に各市村議会において合併関連議案を可決しました。

本来であれば、速やかに千葉県知事に対して合併の申請をすべきところではありましたが、1市2村の合併を巡っては、合併関連議案の議決後、市村間の調整が整わず手続きが遅れていました。そのよう

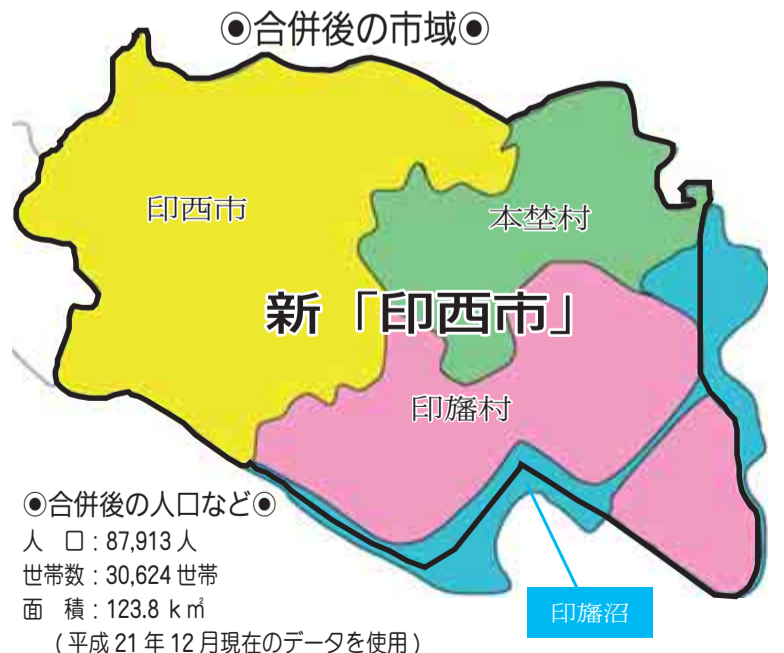
森田知事(本名・鈴木栄治)に手渡された合併(廃置分合)の申請書



冒頭のあいさつで山崎印西市長は「合併する1市2村は、旧来から、歴史的・経済的、さらには行政面でもつながりが深く、千葉ニュータウンという素晴らしい財産を共有しています。合併後は、旧市村の力を結集し、北総の中核都市として、住民福祉の向上のために力を尽くしていきたい」と決意を述べました。

今回の1市2村の合併は、印西市への編入方式で、合併後の人口は約88,000人、面積は123.8平方キロメートルになります。

現行の合併特例法に基づく合併としては県内初であり、平成の大合併では、平成18年3月27日に合併した、成田市、香取市、山武市および山武郡横芝光町に次いで県内12例目となります。



今後は、2月19日から開催が予定されている、千葉県議会において議案として提出され、議決を得られれば、千葉県知事が合併の決定を行い、その後、千葉県知事から総務大臣への合併の届出、官報告示を経て、3月23日に新「印西市」が誕生します。

また、これらの手続きに合わせて、合併協議会です承された調整方針に基づく準備作業はもとより、新市発足に向けた、さまざまな事務の取り扱いについても、新市の行政運営に支障をきたさないよう進めていきます。

なお、使用料や保険料の変更など、住民の皆さまの生活に密接に関連する事項については、調整が整い次第、広報いんざい、合併協議会だよりなどを通じてお知らせする予定です。

印西市・印旛村・本埜村合併協議会事務局(☎内線592、593)。

## 定期使用申請はお早めに！ 市営自転車駐車場

印西市自転車駐車場(木下駅北口・小林駅南口・千葉ニュータウン中央駅北口、印西牧の原駅南口)は、有料の承認制です。通勤・通学などで定期的に使用する人は、事前に申し込みをお願いします(実施日時は下表を参照)。

※申し込みは各駐車場で受け付けます。

受付場所	実施期間	受付時間
木下駅北口・小林駅南口 千葉NT中央駅北口 自転車駐車場内	3月8日(月)~ 3月31日(水)	平日 午前7時~10時 午後4時~9時
ビックホップ内印西観光情報館 (印西牧の原駅南口自転車駐車場分)		土曜日・日曜日・祝祭日 午前9時~午後5時
		毎日 午前10時~午後7時

◆手続きの流れ(窓口で使用料はお預かりしません)

- ①申請書を各自転車駐車場窓口で提出。係が納付書をお渡しします。
- ②銀行など窓口で、使用料を納入してください。
- ③納入通知書兼領収書を各自転車駐車場窓口で提出。承認証・承認票を発行します。

◆年間使用料(平成22年4月1日~平成23年3月31日分)

居住区	使用区分	使用料(年間・1台につき)	
		自転車	原付50cc以下
市内	一般	5,250円	7,350円
	高校生以下	2,625円	3,675円
市外	一般	10,500円	14,700円
	高校生以下	5,250円	7,350円

※使用料の免除および減額の制度があります。受け付けは下記窓口のみで行っています。

☎市民活動推進課市民安全室(☎内線355、356)。